

[最優秀賞]

刑事弁護は人の矜持を守る仕事

川口 創 愛知県弁護士会・55期

2004年6月。名古屋弁護士会(当時。現・愛知県弁護士会)の副会長からの「ちょっと重たい控訴審の国選が残っているんだけど、川口君受けてくれない?」との電話を断ることなどでぎず引き受けた。

そして、2005年3月23日。名古屋高裁は、被告人甲(1972年生、32歳)の強盗殺人未遂被告人につき、有罪とした一審を破棄。犯人性を正面から否定し、無罪判決を言い渡した。

思えば、試行錯誤で地を這うような10カ月の日々であった。失敗も多かった。限られた紙面ではうまくまとめることはできないが、いくつか述べさせていだこうと思う。

事件の概要(検察側の主張する「概要」)

事件の基本的な概要はおおよそ以下のとおりである。

- ① 被害者乙の従業員Sが乙の殺害をYに依頼。YはKに乙殺害の実行犯の確保を委託。KはY、Kの「使い走り」の被告人甲に本件の話しを持ちかける。甲は「女のために金が必要」として本件の実行犯を買って出た。なお、甲と乙との間に面識はない。
- ② 2002年11月15日未明、S、Y、K、甲は突如犯行に移る。午前3時過ぎに現場付近でY、K、甲が合流。付近のコンビニに立ち寄った後、Y、Kで1台(オデッセイ)、甲で1台と別々の車で犯行現場に向かう。
- ③ Sが現地に待機中のYに、乙が事務所を出たことなどを携帯電話で連絡。Yとオデッセイに同乗しているKから、甲へ携帯電話で3回連絡。
- ④ 午前4時半頃、仕事から帰った乙が車を駐車場に停め、駐車場から商店街へ出て自宅へ向かって歩き始めた直後、甲が乙の背後から鉄パイプで殴りかかり、頭部を殴打。甲は乙が所持していたバツ

グ(現金285万円有)を奪い、逃走。乙は頭部負傷、全治10日。犯人はニット帽を深くかぶっており、乙は犯人の顔を現認できていない。

- ⑤ 甲は現場付近に待機していたY、Kのオデッセイに乗り込み、3人で名古屋市郊外の一宮市へ逃走。一宮駅付近で現金を山分け。甲は半分の140万取得。
- ⑥ 一宮駅で犯行に使ったオデッセイを甲に譲渡。Y、Kの2人は午前5時半頃、一宮駅にいたタクシーに乗って名古屋市内まで帰宅。
- ⑦ 甲は15日夜、当時交際していた女性の勤めるキャバクラに行き、8万円を使った。

なお、2003年1月、Y、Kの使い走りに嫌気がさした甲が警察に密告。甲が預かっていた拳銃をY、Kに返した直後、Y、Kは張り込み中の警察官に逮捕された。甲は逃走。

一審有罪の根拠

- ① 共犯者Y、Kが一貫して被告人を実行犯であると詳細に述べているとして、公判廷証言に信用性があるとされた。
- ② 間接事実として、犯行日の11月15日の夜、被告人は当時交際していた女性の勤めるキャバクラに出向き、8万円を散財していることも根拠となった。
- ③ 加えて、Kが犯行時使用していたオデッセイをその後被告人が現実に譲り受けていたことは事実であり、心証として重要な間接事実となっていたと思われる。

原審は他の強盗致傷などの余罪と併せて懲役15年とした。甲は、強盗致傷などの余罪はすべて認めながら、本件強盗殺人未遂事件については「自分はまったく犯行に関与していない」として無罪を主

張り控訴した。

被告人の悔しさを受け止める

受任後まず、私は被告人甲に会いに行った。甲は1972年生まれの32歳、私と同年である。甲はガラスの向こうでうつむきながら、「刑が重いとは思っていません。他の強盗致傷などを考えたら、当然だと思います。でも、この強盗殺人未遂は本当にやっていないんです」と目に涙を浮かべながら話をしてくれた。彼の悔しい思いが痛いほど伝わってきた。「彼は無罪だ」。私はまったく疑うことができなかった。

一審の記録をその後検討した。結局、被告人甲が実行犯として認定された根拠は共犯者Y、Kの「詳細」な供述が一致している、ということに尽きた。そして、一見、犯行に至るまでの経過等、詳細な事実について供述は一致しているように思えた。

「弁護士生命」をかけた「控訴趣意書」

1 まずは現場から

しかし、起訴状を読んだ時から、「はたして、乙と面識のない甲が深夜殺意をもって単独でこのような犯行ができるのだろうか」と素朴に疑問を感じていた。そこで、犯行時間と同じ深夜、犯行現場に行ってみることにした。乙と面識のない甲は、乙の車の停車位置と車のナンバーで乙を特定したことになる。車の停車位置とナンバーの確認をする必要がある。

しかし、現場に行ってみると、駐車場と商店街の間には高い外壁があり、外から駐車場の乙の駐車位置を確認することができる地点は、駐車場の狭い出入口ただ1点しかないことがわかった（より詳しく現地の構造を述べないと伝わらないと思うが、ご容赦ください）。地図や捜査機関の写真撮影報告書などでは決して見えなかった（見せられなかった）点が見えてきた。「甲はこの犯行を行うことは絶対にできない」。私は甲の無罪を確信した。「現場に行け」とはよく言われるが、現実と、「頭で作った犯罪」との間には必ず矛盾点があることを実感した。

この後も、疑問が生じるたびに現場に戻ってきては考え、ヒントを見つけて帰った。

控訴趣意書では、自分で撮った写真撮影報告書

を添付し、「甲は乙を襲えない。甲は犯人ではない」ということを写真や図などを多用して丁寧に説明をした。

2 第1回公判に向けての準備

事実誤認を理由として控訴している以上、控訴審はいわずもがな、事後審である。Y、Kの供述の信用性を否定しなければならない。ここで説得力ある主張ができなければ、いくら事後的に説得力ある証拠を出しても裁判所は動かない。

そこで、私はY、Kの供述を舐めるように検討し、苦手なエクセルで一覧表を作って供述の変遷などを検討し続けた。検討した用紙は40枚を超えた。そこで見えてきた供述の不合理な点や不自然な変遷をコツコツと検証し、証拠趣意書（補充書数通）ではY、Kの供述には信用性がないと力説した。

また、Kが公判で検察の誘導に乗ってしか答えられていないことを厳しく追及し、再度の証人尋問を強く求めた。

証拠に関しては、Kから甲への携帯電話の履歴が出されていないことなど、通常の捜査であれば必ず提出される物証が出ていないことが多々あった。そこで、他の事件の証拠との対比をしながら、「甲が犯人ではないからこそ、捜査機関は不可欠な多数の物証が出せない」ということを強調した。

また、車での走行実験も何度も行うなど、K、Yの供述に疑問がある点は自分で徹底的に実況見分し、結果を書面にまとめ、控訴趣意書に添付して出した。

被告人甲の彼女にも直接会い、そのキャバクラで8万円を使うことが決して高くないこと、ほかにとくに彼女にお金を使ったことはないことなどを陳述書として書いてもらい、これも控訴趣意書に添付して出した。

控訴趣意書のほか、補充書も何通も提出した。とにかく、控訴趣意書で裁判官に無罪の心証を持ってもらえない限り、立証に進むことはできない。まさに必死だった。

9月の第1回公判に向けて、私の夏はこの事件に費やされた。

控訴趣意書では、「若輩者の私の弁護士生命など、価値のないものかもしれないが、私の弁護士生命にかけて被告人は無罪」と述べ、証人尋問の必要性も

とくどくと説いた。

一気に動き出した第1回公判期日

第1回公判では、開廷後直ちに休廷し、別室で今後の進行を協議した。

私はその場で、一審にも不提出のY、Kの上申書や員面調書等、すべての供述調書を開示するように求めた。明らかに供述過程に変遷があり、供述が作られていく過程を分析することが不可欠と考えたからだ。

ただ、実質証拠として出されると被告人に不利になる。そこで、刑法上は規定はないが、「当事者の合意」を根拠に、「Y、Kの供述の信用性の検討のため」と立証趣旨を限定して取り調べられるよう、力説した。

3人の裁判官は、私の話に真摯に耳を傾けてくれた。結果、私の意見を採用し、「当事者双方の合意」の上、Y、Kの供述調書のすべてを、両名の原審証言の信用性の検討の証拠として検察官から提出されることとなった(15センチのバインダー数冊になる調書が出され、結果としてY、Kの供述の不自然な変遷が明らかとなり、その「作出」過程が明らかとなった)。

また、私の要求した5人の証人尋問を行うことも決まった。

名古屋高裁刑事一部は、通常は迅速を旨とし、このように長期間にわたって尋問を求めることはほとんどない。

3人の裁判官が無罪の心証を持ち、真剣に、本気になってくれた。夏ばて気味の私の身体に、やる気がみなぎってきた。

法廷で、尋問を開始すると言った時、甲は「本当か」となかなか信じるができなかったようである。閉廷直後、私は彼の肩を抱き、「これからが本番だ。一緒に頑張ろう」と声をかけた。甲は興奮気味に何度もうなずいた。

怒濤の証人尋問

証人尋問は、10月半ばの被害者乙の証人尋問から始まり、Y、Kに対しそれぞれ3回尋問を行ったほ

か、捜査官2名も尋問した。結果、12月末までほぼ毎週証人尋問を行うこととなった。いずれも午後一杯であるなど、かなりタイトなスケジュールであった。

そのため、私は他の事件の合間に、毎日のように供述調書を検討し、現場に行き、あるいは人に会った。尋問事項検討のために徹夜することもかなりあった。

それでも、公判では尋問がうまくいかない時もあり、裁判長から「もっと早くそこから聞くべきでしょう」などと叱責されながら、尋問を行っていった。まるで3カ月の「尋問特訓」を経験している思いだった。

本件は、不遜な言い方で恐縮であるが、結果的には、証人尋問で勝負が決まったと考えている。しかし、あくまで自分の足で稼いだ情報や新たな物証があったから尋問に迫力が出たのではないか。そういう意味では、ありきたりのことであるが、尋問と尋問の間の1週間の地べたを這うようなたった1人の「捜査活動」が勝負を決したのだと思っている。

尋問の中での工夫や成功した点、また失敗した点は山ほどあるが、とても限られた紙幅では紹介できない。無罪に結びついたポイントだけ、述べさせていただく。

1 共犯者供述の信用性を崩す

「共犯者」Kに対する尋問では、上申書作成時の取調べ状況から迫り、最後には担当捜査官から他の「共犯者」Yの上申書を見せられたことを自白させた。これが甲無罪の決め手のひとつとなった。また、私が現場で把握してきた客観的状况を示し、甲と犯行をしていれば必ず認識しているはずの事実を正面から徹底的にぶつけ、Kの供述が極めて不合理で不自然な変遷を繰り返すことをはっきりさせ、その信用性を崩した。尋問は3日行った。

2 車の受渡しを嘘を暴く

また、実際甲がKから譲り受けたオデッセイに乗っていたことが犯人性のひとつの決め手であった(甲は別の機会にYから買ったと述べている。その点も別途Yの尋問で引き出すことができている)。

しかし、犯行日のその時間帯に、一宮駅から名古屋の大曽根まで向かったタクシーが1台もないとすれば、Y、Kが一宮駅で甲にオデッセイを譲り渡した話

は嘘であることがはっきりする。「Y、Kの供述を崩すだけでなく積極的な物証が必要だ」、そう思った。

そこで、私は一宮駅に足を運んだ。すると、なんと駅構内に入車できるのは2社しかないことがわかった。名古屋市内などは山のようにタクシー会社があるので、まさか2社しか入れないとは思わなかった。もっと早く一宮に来るべきだったと反省した。しかし、いずれにしろ、これで調べる対象は2社しかない。

さっそく犯行日の運行履歴を見せてもらえるよう2社に依頼したところ、1社は当時の記録を保存してあった。そして全タクシーの運行履歴上から、その日に一宮駅から名古屋の大曾根まで行ったタクシーは一台もないことがはっきりした。あと一歩で詰め切れる。

ところが、もう1社に問い合わせたところ、保存記録を過ぎていて、すべて廃棄したと言われた。それでも、本社に行ってみれば何かあるはずだと信じ、本社に足を運んだ。

そこで営業部長から話を聞いていくうちに、Y、Kが「タクシーに乗った」と言っている早朝の時間帯は、この会社は防犯上、一宮駅構内には車を入れないこととしていることがわかった。

これで、犯行日当日、一宮駅から名古屋大曾根まで向かったタクシーはなく、Y、Kが一宮駅で甲にオデッセイを渡した話は嘘であることがはっきりした。甲と本件を結びつけるために作られていた「糸」が切られた。

3 YとKの供述一致の信用性を崩す

さらに、Kの担当警察官に対する尋問では、その警察官が、取調べ開始時間が午前10時40分頃、Kが「自白」をしたのが取調べ開始からさほど時間が経っていない時点だったこと、上申書を書き始めたのが4時頃であることを述べた。しかし、もし「自白」をするのであれば、事件の概要を説明するのにさほど時間が必要なはずはない。かなり詳細に「誘導」をしていたはずだ、との問題意識を持ちながら、Kとの距離や机の上の物、手元に持っていた物、取調べ開始直後の会話、自白の経緯、その後の上申書作成の際のやりとりなどをたたみかけるように引き出していった。

その結果、警察官が、Yの上申書を手元に持ちな

がらKを「誘導」していた事実が明らかとなり、さらに「KがYの上申書を見たことは絶対にないとは断言できません」と述べさせるまでに至った。

4 捜査官の追及

また、捜査官に対する尋問では、本件のような事件で一般的に犯人性の立証のために必ず行う捜査を一覧にしてリストアップし、本件で証拠が出されていない、あるいは捜査すらしていないこと自体、犯人性に結びつく証拠がないことの表れだと追及した。

たとえば、犯行前、Kと甲とが携帯でやりとりしていたとしながら、Kおよび甲の携帯の履歴がとられていない点や、甲が現場付近に乗り捨てたとされる車の中の物品の検証がまったくなされておらず、指紋採取もなされていないことなどを追及した。

5 巻き込みの主張

さらに、大事な点であるが、Y、Kによる甲に対する「巻き込み」のおそれが高かったことも、警察官の尋問を通して明白なものとなった。

無罪判決

2004年の年末ぎりぎりまで尋問を行い、翌2005年2月初めに50頁を超える弁論要旨を出し、ようやく結審となった。そして、3月23日。裁判長から「被告人は強盗殺人未遂について無罪」との言葉を聞いた瞬間、甲は身体を震わせていた。私も涙を必死に抑えた。

判決は、本件が巻き込みの危険が高いことを前提に慎重に検討すべきとしたうえで、厳密に事実を検証して無罪としたもので、とても説得力のある、見識の高い判決であった。裁判官にも恵まれた。

もともと、他の強盗致傷等は有罪であることから、懲役は15年から10年に下がったにとどまる。

しかし、後日、甲から「再度有罪になったら死して無罪を晴らそうと思っていましたが、やはり真実は1つでした。ありがとうございます」との手紙をもらった。「弁護士冥利に尽きる」という言葉はこういう時に使うのかな、と思った。

被告人となる人にもすべて矜持がある。誇りがある。冤罪は、その人の人生と矜持を奪うことになるの

だということを、あらためて甲さんから学ぶことができた。だからこそ、日頃は横着な私でも、ここまで必死に刑事弁護ができたのだと思う。

刑事弁護は人の矜持を守る仕事だ。今後もこの思いを胸に、地道に刑事事件に向き合っていきたい。

最後になりますが、この無罪判決は、真剣に向き合ってくれた3人の裁判官はもちろん、裁判をサポー

トして下さった美和勇夫先生や走行実験につきあってくれた事務所の安田和仁さんはじめ、多くの方たちの支援があっはじめて勝ち取れたものです。

皆さんに感謝するとともに、甲さんの矜持を守ることができたことをともに喜びたいと思います。

(かわぐち・はじめ)